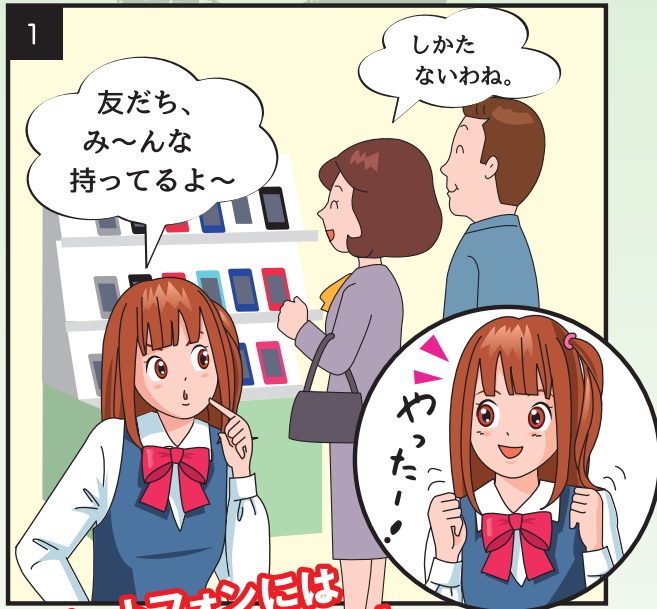


# STOP! ネット犯罪

— あなたのお子さんは大丈夫!? —



スマートフォンには危険もいっぱい!



スマートフォンは、アプリ(地図、カメラ、動画再生、無料通話、ゲーム等、様々なものがあります)で、その機能をカスタマイズすることができますが、子供に自由にダウンロードさせることや使わせることが好ましくないサイトやアプリも多くあります。



ID交換掲示板(詳しくは内面をご覧ください)を利用して、犯罪の被害にあう子供が急増しています。



子供はネットで知り合った人のプロフィールを簡単に信じてしまったり、実際に会うことに抵抗を感じていないことも多く、被害が後を絶ちません。

平成25年中に出会い系サイト・コミュニティサイトを利用して、  
犯罪の被害にあった子供は…………… **1,452人**  
被害にあった子供の多くは、サイトの危険性について  
保護者から注意を受けていませんでした。

# 児童ポルノ、児童買春、強姦など、最悪のケースが全国で発生！！

## 睡眠薬で眠らされて…

女子高校生(16歳)は、ID交換掲示板サイトで知り合った男(32歳)からドライブに誘われた。女子高校生は、車内で男から睡眠薬を入れたジュースを飲まされ、眠っている間にわいせつな行為をされた。



インターネット上で知り合った相手と絶対には会ってはいけません！  
気がつけているつもりでも被害にあってしまいます。

準強姦被害

## ゲーム機でも被害に！

女子小学生(10歳)は、インターネット接続が可能な携帯ゲーム機のゲーム内で女子高校生になりました男(22歳)と知り合った。女子小学生は、男が自分の画像と偽り女性の裸の画像を送信し、画像の交換を要求してきたために、断り切れず、自分の裸を撮影し、画像を送信させられた。



相手を簡単に信用してはいけません！画像は一度流出すると回収が困難で、子供を一生苦しめることになります。

児童ポルノ(製造)被害

## 異性と出会うことを目的としたアプリも！

女子中学生(13歳)は、GPS機能と連動し、近くにいる異性を検索してメッセージの交換ができるアプリを利用して、男(27歳)と知り合った。女子中学生は、地元から東京に行きたかったため、男に新幹線の乗車券を買ってもらうことと引き換えに、わいせつな行為をされた。



無料通話アプリのID交換掲示板サイトや出会い系のアプリを使った児童買春等の被害が急増しています。

児童買春被害

## 男子も被害に！

男子中学生(13歳)は、インターネット上のサイトで知り合った男(40歳)とゲームなどの話題で連絡をとっていたが、男と実際に会うと「お小遣いをあげるから」と言われてわいせつな行為をされ、その様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男からのメールを無視していると「学校にばらす」と脅された。

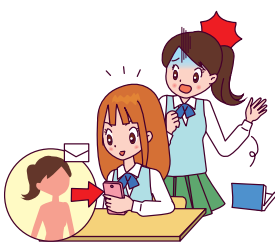


性被害にあっているのは女子だけではありません。  
犯人は、良い人間のフリをして子供に近づいてきます。

児童買春、児童ポルノ(製造)被害

## 彼氏に撮られた裸の写真が同級生にも…

女子高校生(16歳)は、交際相手の男(19歳)に裸の写真を携帯電話で撮影された。その後、女子高校生から別れ話を持ちかけられた男は、復讐するつもりで、女子高校生の同級生にその画像を送りつけ、その結果、同級生の間で無料通話アプリ等を通じて画像がやり取りされ、出回ることとなった。

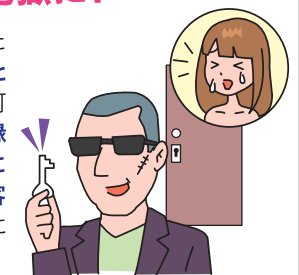


交際相手でも下着姿や裸の写真を撮らせたり、送ったりしてはいけません。送られた写真を転送するのも犯罪です。

児童ポルノ(製造、提供)被害

## 安易な援助交際が売春地獄に！

少女(17歳)は、出会い系サイトを使った援助交際で小遣い稼ぎをしていたが、客として会った暴力団関係者から「誰の許可を得ているのか。罰金を払え」などと因縁を付けられ、売春組織の下で約20日間にわたりアパートに軟禁された上、多数の客を相手に強制的に売春させられた。他にも多くの少女が同様の被害にあっていた。



軽い気持ちで始めた援助交際が、暴力団に強制的に売春させられてしまうなど、最悪のケースにも発展します。

児童福祉法(淫行)、売春防止法等被害

## ID交換掲示板サイト・ID交換アプリとは？

メッセージのやり取りや通話ができる『無料通話アプリ』が人気になっています。主な『無料通話アプリ』は、ID(英数字の組み合わせ)を設定することができ、相手(自分)のIDを自分(相手)のアプリに入力することで、メールアドレスと同じように連絡先として使うことができます。

インターネット上には、『無料通話アプリ』のIDと、相手を誘うコメントを掲示板に書き込み、見知らぬ人と出会うことができるサイトやアプリが多く出回っており、これを子供が使って犯罪の被害にあうケースが多発しています。



# 恐喝、威力業務妨害、不正アクセスなど、子供による犯罪も多発!!

## いじめはネット内でも…

男子中学生(15歳)らは、日頃からいじめている同級生を無理やり無料通話アプリのグループに誘い入れ、同アプリ内でいじめを継続し、さらに脅すなどして、約20回にわたって合計約10万円を恐喝した。

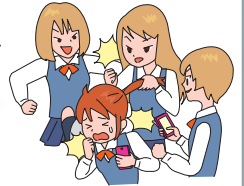


アプリ等の閉鎖的なグループで起こるいじめは、周囲の人も気づかないまま、昼夜を問わず続きます。

刑法(恐喝)  
【10年以下の懲役】

## ネットでの悪口に腹を立て…

女子中学生(14歳)らは、無料通話アプリのグループで友人の悪口を言われたことに腹を立て、悪口を言った面識のない女子中学生(14歳)を呼び出し、頭や背中などに殴る蹴るなどの暴行を加えた。

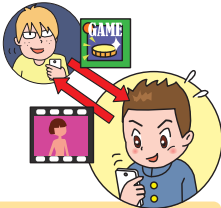


インターネット上への些細な書き込みが原因のトラブルや犯罪も多発しています。

刑法(暴行)  
【2年以下の懲役又は30万円以下の罰金等】

## 課金カードが欲しくて…

男子中学生(13歳)は、ID交換アプリで知り合った男(20歳)に対し、ゲーム内でアイテム等を購入できるカードと引き換えに、インターネット上で入手していた児童ポルノの動画を送信した。



無料ゲームといっても課金したくなるもの。ゲーム内のアイテムを買いたくて、犯罪に手を染めてしまったケースもあります。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反(提供)  
【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

## 同級生のメールを見たかった…

男子中学生(14歳)は、同級生がメールに自分の悪口を書いていないか確認しようと思い、同級生がメールのパスワードを忘れたときのために設定している「秘密の質問(ペットの名前)」に答えて勝手にパスワードを変更した上、メールを盗み見た。



他人のパスワードを使って、メールの内容を見たり、ゲームをしたりすると不正アクセス等の犯罪になります。

刑法(電磁的記録不正作出、供用)等  
【5年以下の懲役又は50万円以下の罰金等】

## いたずらでは済まされない!

少女(16歳)は、インターネット上のサイトに、「駅トイレに爆弾を仕掛けました」等と投稿し、駅員等の業務を妨害した。少女は「軽い冗談のつもりでやった」などと供述。



冗談という言い訳は通じません!  
爆破予告や犯行予告は重大な犯罪です。

刑法(威力業務妨害)  
【3年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

## 知り合いに見せようと思って…

少年(19歳)は、スーパーの陳列ケースに寝そべり、商品等の価値を損なった上、その写真をインターネット上に投稿した。その後、投稿を見た人からの非難が殺到したほか、インターネット上に個人情報を公開されるなどした。少年は「こんな騒ぎになるとは思わなかった」などと供述。



投稿の有無に関係なく、このような行為は「器物損壊」です。投稿すれば、世界中の人に見られることになります。

刑法(器物損壊)  
【3年以下の懲役又は30万円以下の罰金等】

## 子供が誘っても犯罪!

女子高校生(17歳)は、インターネット上の出会い系サイトに「17歳女子高校生です。下着とデート売ります。5,000円から取引します」等と書き込んだ。

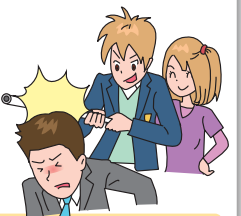


出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子供でも違法です。

出会い系サイト規制法違反(禁止誘引行為)  
【100万円以下の罰金】

## 凶悪犯罪も発生!

男子高校生(16歳)らは、仲間の少女(17歳)と、ID交換アプリで知り合った男(33歳)を誘い出し、少女と話をしているところに因縁を付け、鉄パイプで殴るなどして、重症を負わせた上、キャッシュカード等を盗んだ。



凶悪犯罪の犯行ツールとして、スマートフォンのアプリが利用されています。

刑法(強盗致傷)  
【無期又は6年以上の懲役】

被害にあったり犯罪を犯した子供の多くは、

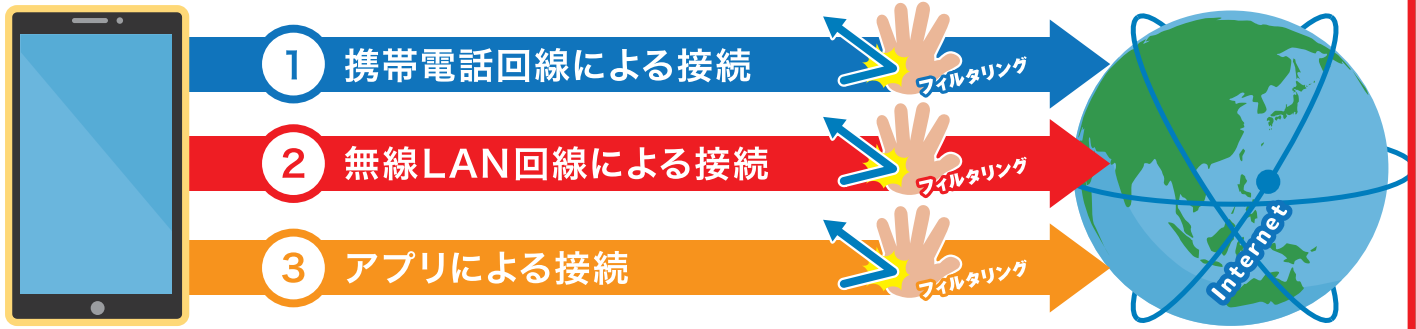
**フィルタリング<sup>※</sup>を利用していませんでした!**

※フィルタリングとは、有害なサイトへのアクセスを制限するサービスです。

対策について詳しくは裏面をご覧ください!

# フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は1、スマートフォンは1~3に対応するフィルタリングが必要!



## ①のフィルタリング

従来型の携帯電話・スマートフォンの両方に必要です。

## ②のフィルタリング

スマートフォンに必要です。

## ③のフィルタリング

スマートフォンに必要です。不適切なアプリの起動を制限します。

※③のフィルタリング(アプリフィルタリング)のサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限する必要があります。

青少年インターネット環境整備法により、保護者には、18歳未満の子供に使用させるために携帯電話やスマートフォンを購入する場合に、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

## 子供にとって本当に必要なサイトやアプリがある場合には?

サイトやアプリの利用を個別に許可できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用し、フィルタリングは解除しないようにしましょう。

## 個人情報の流出による犯罪被害等を防ぐために

アプリの中には、ウイルスが仕込まれたものが流通しており、個人情報の流出により、子供がトラブルや犯罪の被害にあうおそれがあります。パソコンと同様、ウイルス対策ソフトの利用が必要です。

## ■ ゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫?

インターネットへの接続やアプリの利用が可能なゲーム機・音楽プレーヤーも多くあります。必ず、それぞれに対応するフィルタリングを設定した上、子供が利用するアプリやソフトを保護者が管理することが必要です。詳しくは、メーカー又は販売店等にお問い合わせください。



## ■ 家庭のルールをつくりましょう

犯罪やトラブルから子供を守るために、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールをつくる必要があります。

## ✓ 以下の点をお子さんに注意しているか、チェックしてみましょう!

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人とメールのやり取りをしない。
- 他人のパスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、保護者に相談する。
- ルールを守らない場合は利用を禁止する。

## ■ 相談は全国の少年相談窓口へ

警察では、子供や保護者から、ネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話又はメールにより受け付けています。都道府県警察の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナー等)又は最寄りの警察署まで相談してください。各都道府県警察の窓口については、下記ホームページをご覧ください。

警察庁ホームページ ▶ お知らせ ▶ 各種相談等がある方に ▶ **都道府県警察の少年相談窓口について**

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

